

## 市区町村の児童家庭相談業務等の実施状況等について

本資料は、平成22年4月1日現在の市区町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）における、

- I 市区町村における児童家庭相談業務の状況（別添1）
- II 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置・運営状況（別添2）
- III 平成22年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」の実施状況（平成22年7月1日現在）（別添3）

について把握するとともに、

「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」（別添4）を取りまとめたものである。

### ○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

（平成22年4月1日現在）

人口規模区分	か所	【前年度】	該当区分での合計人口	
市区	787	【787】		
人口30万人以上	64	【65】	27,781,152 人	(21.5%)
人口10万人～30万人未満	209	【205】	33,788,192 人	(26.2%)
人口10万人未満	514	【517】	27,308,705 人	(21.2%)
町	757	【801】	11,283,997 人	(8.8%)
村	184	【191】	859,397 人	(0.7%)
政令指定都市・児童相談所設置市	22	【19】	27,894,712 人	(21.6%)
計	1,750	【1,798】	128,916,155 人	(100.0%)

## 【調査結果の概要】

### I 市区町村における児童家庭相談業務の状況（詳細は別添1）

#### ○ 相談窓口に従事する職員数

相談窓口に従事する職員数は全国で7,048名（前年度比206名増）であり、このうち、一定の専門資格を有する者は4,599名（同188名増）となっている。

※ 平成21年度に、全国の市区町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は、28万4,654件（前年度比14,290件増）であり、このうち、児童虐待に関する相談受付件数は5万6,219件となっている（同4,599件増）（「平成21年度社会福祉行政業務報告」による）。

※ 「一定の専門資格を有する者」は、児童福祉司と同様の資格を有する者、保健師・助産師・看護師、教員免許を有する者、保育士、社会福祉主事。

### II 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置・運営状況（詳細は別添2）

#### ○ 設置率

地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は、98.7%（前年度比1.1ポイント増）となっている。

#### ○ 地域協議会の調整機関担当職員数

全国で5,223名（前年度比285名増）となっており、このうち、一定の専門資格を有する者は2,812名（同224名増）となっている。

※ 「一定の専門資格を有する者」は、児童福祉司と同様の資格を有する者、保健師・助産師・看護師、教員免許を有する者、保育士、社会福祉主事。

#### ○ 地域協議会におけるケースの登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で112,157件（前年度比10,839件増）であり、このうち、要保護児童ケース登録数が80,179件（71.5%）、要支援ケース登録数が31,103件（27.7%）、特定妊婦ケースの登録数が875件（0.8%）となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が53,232件（47.5%）となっている。

### III 「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」の実施状況（平成22年7月1日現在）（詳細は別添3）

○ 全国の市区町村のうち、乳児家庭全戸訪問事業は89.2%（前年度比5.1ポイント増）、養育支援訪問事業は59.5%（前年度比4.1ポイント増）で実施されている。

※ 平成22年4月1日現在の市区町村数は1,750（平成21年は1,789）。

## I 市区町村における児童家庭相談業務の状況について

## 1. 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について

市区においては、家庭児童相談室が設置されている児童福祉主管課又は福祉事務所に窓口を設置している所が、人口規模30万人以上では87.5%（当該区分の総数に対する割合。以下同じ。）、10万人以上30万人未満では90.4%、10万人未満では86.4%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では89.4%、村では88.6%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が81.7%となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	市区			町	村	指定都市	合計	参考 (平成21年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区					
① 児童福祉主管課	64.1%	66.0%	54.1%	46.1%	23.9%	9.1%	48.7%	49.3%
	41	138	278	349	44	2	852	886
② 母子保健主管課	-	1.0%	0.4%	6.2%	8.7%	4.5%	3.9%	3.9%
	-	2	2	47	16	1	68	71
③ 児童福祉・母子保健統合課	9.4%	3.3%	6.4%	37.1%	56.0%	13.6%	24.7%	23.4%
	6	7	33	281	103	3	433	421
④ 福祉事務所 (家庭児童相談室)	23.4%	24.4%	32.3%	0.8%	-	36.4%	14.1%	13.3%
	15	51	166	6	-	8	246	239
⑤ 福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	1.6%	-	1.9%	0.1%	0.5%	4.5%	0.8%	0.8%
	1	-	10	1	1	1	14	15
⑥ 保健センター	-	-	-	4.1%	4.9%	4.5%	2.3%	3.2%
	-	-	-	31	9	1	41	58
⑦ 教育委員会	-	1.4%	3.7%	3.4%	4.3%	-	3.2%	2.8%
	-	3	19	26	8	-	56	51
⑧ 市設置の保健所	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨ 市設置の児童相談所	-	-	-	-	-	18.2%	0.2%	0.3%
	-	-	-	-	-	4	4	5
⑩ 障害福祉主管課	-	0.5%	0.2%	0.5%	1.1%	-	0.5%	0.6%
	-	1	1	4	2	-	8	11
⑪ その他	1.6%	3.3%	1.0%	1.6%	0.5%	9.1%	1.6%	2.3%
	1	7	5	12	1	2	28	41
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	64	209	514	757	184	22	1,750	1,798

## 2. 主たる相談窓口の担当職員について

主たる相談窓口に従事する市区町村相談担当職員は、全国で7,048名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(①～⑧)が4,599名(65.3%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①～④)が1,153名(16.4%)となっている。

	市区			町	村	指定都市	合計	参考 (平成21年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区					
① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (②、③又は④に該当する者を除く。)	17.0%	18.6%	9.9%	3.7%	3.7%	20.6%	11.1%	10.5%
	111	215	170	81	15	188	780	718
② 医師	-	0.1%	0.1%	0.0%	-	-	0.0%	0.1%
	0	1	1	1	0	0	3	5
③ 社会福祉士	10.9%	8.5%	3.8%	1.4%	1.2%	5.5%	4.5%	4.0%
	71	98	65	31	5	50	320	271
④ 精神保健福祉士	0.5%	1.2%	0.7%	0.5%	-	1.0%	0.7%	0.7%
	3	14	12	12	0	9	50	47
小計 (①～④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者)	28.4%	28.3%	14.4%	5.7%	4.9%	27.1%	16.4%	15.2%
	185	328	248	125	20	247	1,153	1,041
⑤ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	8.7%	8.6%	6.8%	33.4%	43.8%	16.9%	19.0%	19.2%
	57	100	116	735	179	154	1,341	1,312
⑥ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	15.0%	17.0%	26.4%	3.7%	1.7%	11.0%	13.3%	13.2%
	98	197	454	82	7	100	938	901
⑦ 保育士 (①に該当する者を除く)	15.2%	13.4%	12.8%	6.5%	5.1%	9.2%	10.2%	10.2%
	99	155	219	142	21	84	720	700
⑧ ①～⑦に記載の資格を有しない 社会福祉主事	10.9%	8.3%	7.6%	2.0%	1.7%	10.9%	6.3%	6.7%
	71	96	131	43	7	99	447	457
小計 (①～⑧の計)	78.2%	75.6%	68.0%	51.3%	57.2%	75.0%	65.3%	64.5%
	510	876	1,168	1,127	234	684	4,599	4,411
⑨ ①～⑧に記載の資格を有しない 一般事務職員	12.7%	15.1%	24.9%	46.8%	41.6%	18.4%	29.1%	29.5%
	83	175	428	1,029	170	168	2,053	2,018
⑩ その他	9.0%	9.3%	7.0%	2.0%	1.2%	6.6%	5.6%	6.0%
	59	108	121	43	5	60	396	413
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	652	1,159	1,717	2,199	409	912	7,048	6,842

● 都道府県（指定都市含む）別、主たる相談窓口の担当職員

都道府県 県名等	職員数	種別										参考 (平成21年度)
		①児童福祉 司と同様の 資格を有する 者(②、③又 は④に該当 する者を除 く。)	②医師	③社会福祉 士	④精神保健 福祉士	⑤保健師・香 煙師(①に該当 する者を除 く。)	⑥教員免許 を有する者 (①に該当 する者を除 く。)	⑦保育士 (①に該当 する者を除 く。)	⑧①-⑦に 記載の資格 を有しない 社会福祉 士等	⑨①-⑦に 記載の資格 を有しない 一般事務 職員	⑩その他	
北海道	711	17	-	8	4	228	41	40	21	327	25	704
青森県	103	2	-	4	-	30	4	11	1	51	-	108
岩手県	82	2	-	-	-	6	16	8	4	40	6	79
宮城県	110	-	-	-	1	36	18	10	-	40	5	120
秋田県	86	-	-	2	-	11	15	9	8	38	3	89
山形県	100	3	-	1	-	9	12	11	13	46	5	93
福島県	191	1	-	3	-	56	26	1	33	66	5	189
茨城県	147	11	-	6	-	8	38	13	11	51	9	137
栃木県	115	16	-	3	1	18	21	7	3	41	5	116
群馬県	119	3	-	2	-	49	16	8	3	31	7	107
埼玉県	258	25	-	20	1	25	49	13	39	74	12	261
千葉県	221	18	-	10	1	35	73	16	11	50	7	224
東京都	545	113	2	53	9	58	41	93	33	71	72	535
神奈川県	136	12	-	10	4	28	14	17	9	27	15	151
新潟県	110	23	-	2	3	26	17	13	3	18	5	102
富山県	54	11	-	1	1	14	5	6	2	13	1	52
石川県	43	8	-	-	-	6	4	5	2	17	1	49
福井県	52	8	-	6	1	6	4	11	1	10	5	42
山梨県	75	4	-	-	1	22	6	8	6	24	4	85
長野県	217	18	-	1	-	64	36	33	11	39	15	212
岐阜県	115	11	-	5	2	11	8	23	7	42	6	118
静岡県	120	15	-	5	2	22	22	13	11	22	8	113
愛知県	185	13	-	9	1	15	49	36	4	53	5	198
三重県	137	31	-	5	-	20	17	19	3	32	10	126
滋賀県	81	20	-	8	-	6	9	8	5	21	4	86
京都府	60	5	-	2	1	5	14	12	3	15	3	58
大阪府	196	58	-	33	5	11	6	26	15	30	12	186
兵庫県	169	15	-	14	-	24	35	16	19	32	14	154
奈良県	97	9	-	2	-	25	10	16	5	28	2	89
和歌山県	96	3	-	6	-	30	16	4	1	30	6	80
鳥取県	58	3	-	3	-	17	4	7	4	18	2	61
島根県	63	19	-	5	1	12	7	1	4	12	2	63
岡山県	95	14	-	2	-	26	14	7	6	22	4	93
広島県	77	19	-	4	-	4	9	6	11	23	1	74
山口県	62	16	-	2	-	7	7	3	1	21	5	60
徳島県	63	5	-	1	-	17	11	6	-	19	4	61
香川県	48	1	-	-	-	18	5	5	3	15	1	42
愛媛県	66	1	-	2	-	12	7	19	-	24	1	72
高知県	94	6	1	-	-	23	18	7	1	28	10	86
福岡県	188	9	-	6	1	38	29	29	4	68	4	185
佐賀県	40	-	-	-	-	4	14	1	1	18	2	43
長崎県	73	10	-	6	-	8	11	4	5	24	5	71
熊本県	93	2	-	2	1	18	6	9	4	47	4	118
大分県	75	5	-	6	-	5	21	9	3	22	4	75
宮崎県	99	-	-	4	-	42	11	5	-	35	2	82
鹿児島県	124	-	-	-	-	17	15	7	5	74	6	126
沖縄県	87	7	-	6	-	15	7	5	9	36	2	86
札幌市	28	25	-	-	-	2	1	-	-	-	-	10
仙台市	16	3	-	1	-	-	3	-	1	3	5	16
さいたま市	30	1	-	2	-	-	4	3	5	15	-	26
千葉市	12	6	-	-	-	-	-	-	6	-	-	12
横浜市	90	-	-	-	-	18	18	18	18	-	18	90
川崎市	8	1	-	1	-	-	-	5	-	1	-	8
相模原市	37	12	-	2	-	3	2	10	3	2	3	-
新潟市	25	10	-	8	2	-	1	-	1	1	2	25
静岡市	12	1	-	-	-	-	2	-	5	3	1	12
名古屋市	22	6	-	2	2	-	-	3	-	9	-	14
浜松市	30	10	-	-	-	6	7	2	-	-	5	26
京都市	101	43	-	13	1	1	9	8	26	-	-	98
大阪市	122	32	-	5	-	1	5	20	11	32	16	122
堺市	21	5	-	7	-	-	2	1	6	-	-	21
神戸市	167	4	-	2	2	69	-	1	4	81	4	159
岡山市	20	4	-	-	-	1	10	1	4	-	-	-
広島市	29	1	-	3	-	2	6	4	7	5	1	29
北九州市	45	-	-	3	-	-	22	7	2	11	-	36
福岡市	19	7	-	-	1	3	6	-	-	-	2	20
横須賀市	34	-	-	-	-	34	-	-	-	-	-	31
金沢市	26	17	-	-	-	1	2	-	-	4	2	26
熊本市	18	-	-	1	1	13	-	1	-	1	1	-
合計	7,048	780	3	320	50	1,341	938	720	447	2,053	396	6,842
割合	100.0%	11.1%	0.0%	4.5%	0.7%	19.0%	13.3%	10.2%	6.3%	29.1%	5.6%	100.0%

(参考 平成21年度)

合計	6,842	718	5	271	47	1,312	901	700	457	2,018	413	
割合	100.0%	10.5%	0.1%	4.0%	0.7%	19.2%	13.2%	10.2%	6.7%	29.5%	6.0%	

● 都道府県（指定都市含む）別、職員の正規・非正規、専任・兼任数

主たる相談窓口に従事する職員は、正規職員が4,728名（67.1%）、また専任職員は2,931名（41.6%）配置されている。

都道府県名等	職員数		割合		職員数		割合	
	正規職員	正規職員以外	正規割合	正規以外割合	専任教	兼任数	専任割合	兼任割合
北海道	636	75	89.5%	10.5%	114	597	16.0%	84.0%
青森県	92	11	89.3%	10.7%	19	84	18.4%	81.6%
岩手県	55	27	67.1%	32.9%	23	59	28.0%	72.0%
宮城県	81	29	73.6%	26.4%	38	72	34.5%	65.5%
秋田県	49	37	57.0%	43.0%	43	43	50.0%	50.0%
山形県	75	25	75.0%	25.0%	25	75	25.0%	75.0%
福島県	156	35	81.7%	18.3%	52	139	27.2%	72.8%
茨城県	82	65	55.8%	44.2%	63	84	42.9%	57.1%
栃木県	73	42	63.5%	36.5%	46	69	40.0%	60.0%
群馬県	95	24	79.8%	20.2%	22	97	18.5%	81.5%
埼玉県	181	77	70.2%	29.8%	100	158	38.8%	61.2%
千葉県	128	93	57.9%	42.1%	131	90	59.3%	40.7%
東京都	301	244	55.2%	44.8%	467	78	85.7%	14.3%
神奈川県	78	60	56.9%	43.1%	82	54	60.3%	39.7%
新潟県	64	46	58.2%	41.8%	31	79	28.2%	71.8%
富山県	41	13	75.9%	24.1%	14	40	25.9%	74.1%
石川県	35	8	81.4%	18.6%	8	35	18.6%	81.4%
福井県	30	22	57.7%	42.3%	20	32	38.5%	61.5%
山梨県	51	24	68.0%	32.0%	25	50	33.3%	66.7%
長野県	137	80	63.1%	36.9%	81	136	37.3%	62.7%
岐阜県	75	40	65.2%	34.8%	45	70	39.1%	60.9%
静岡県	74	46	61.7%	38.3%	55	65	45.8%	54.2%
愛知県	102	83	55.1%	44.9%	116	69	62.7%	37.3%
三重県	82	55	59.9%	40.1%	83	54	60.6%	39.4%
滋賀県	41	40	50.6%	49.4%	62	19	76.5%	23.5%
京都府	28	32	46.7%	53.3%	32	28	53.3%	46.7%
大阪府	126	70	64.3%	35.7%	129	67	65.8%	34.2%
兵庫県	80	89	47.3%	52.7%	86	83	50.9%	49.1%
奈良県	72	25	74.2%	25.8%	25	72	25.8%	74.2%
和歌山県	74	22	77.1%	22.9%	23	73	24.0%	76.0%
鳥取県	48	10	82.8%	17.2%	14	44	24.1%	75.9%
島根県	49	14	77.8%	22.2%	4	59	6.3%	93.7%
岡山県	65	30	68.4%	31.6%	30	65	31.6%	68.4%
広島県	42	35	54.5%	45.5%	19	58	24.7%	75.3%
山口県	39	23	62.9%	37.1%	25	37	40.3%	59.7%
徳島県	45	18	71.4%	28.6%	23	40	35.5%	64.5%
香川県	35	13	72.9%	27.1%	8	40	16.7%	83.3%
愛媛県	50	16	75.8%	24.2%	36	30	54.5%	45.5%
高知県	61	33	64.9%	35.1%	34	60	36.2%	63.8%
福岡県	128	60	68.1%	31.9%	56	132	29.8%	70.2%
佐賀県	22	18	55.0%	45.0%	20	20	50.0%	50.0%
長崎県	48	27	63.9%	37.0%	37	36	50.7%	49.3%
熊本県	76	17	81.7%	18.3%	20	73	21.5%	78.5%
大分県	43	32	57.3%	42.7%	41	34	54.7%	45.3%
宮崎県	84	15	84.8%	15.2%	27	72	27.3%	72.7%
鹿児島県	91	33	73.4%	26.6%	37	87	29.8%	70.2%
沖縄県	50	37	57.5%	42.5%	31	56	35.6%	64.4%
札幌市	28	-	100.0%	-	28	-	100.0%	-
仙台市	-	16	-	100.0%	16	-	100.0%	-
さいたま市	20	10	66.7%	33.3%	10	20	33.3%	66.7%
千葉市	6	6	50.0%	50.0%	6	6	50.0%	50.0%
横浜市	36	54	40.0%	60.0%	-	90	-	100.0%
川崎市	1	7	12.5%	87.5%	7	1	87.5%	12.5%
相模原市	19	18	51.4%	48.6%	4	33	10.8%	89.2%
新潟市	21	4	84.0%	16.0%	-	25	-	100.0%
静岡市	6	6	50.0%	50.0%	10	2	83.3%	16.7%
浜松市	18	4	81.8%	18.2%	11	11	50.0%	50.0%
名古屋市	16	14	53.3%	46.7%	29	1	96.7%	3.3%
京都市	59	42	58.4%	41.6%	101	-	100.0%	-
大阪市	74	48	60.7%	39.3%	76	46	62.3%	37.7%
堺市	6	15	28.6%	71.4%	21	-	100.0%	-
神戸市	152	15	91.0%	9.0%	-	167	-	100.0%
岡山市	7	13	35.0%	65.0%	20	-	100.0%	-
広島市	16	13	55.2%	44.8%	13	16	44.8%	55.2%
北九州市	16	29	35.6%	64.4%	-	45	-	100.0%
福岡市	-	19	-	100.0%	19	-	100.0%	-
横須賀市	29	5	85.3%	14.7%	-	34	-	100.0%
金沢市	18	8	69.2%	30.8%	22	4	84.6%	15.4%
熱海市	14	4	77.8%	22.2%	16	2	88.9%	11.1%
合計	4,728	2,320	67.1%	32.9%	2,931	4,117	41.6%	58.4%

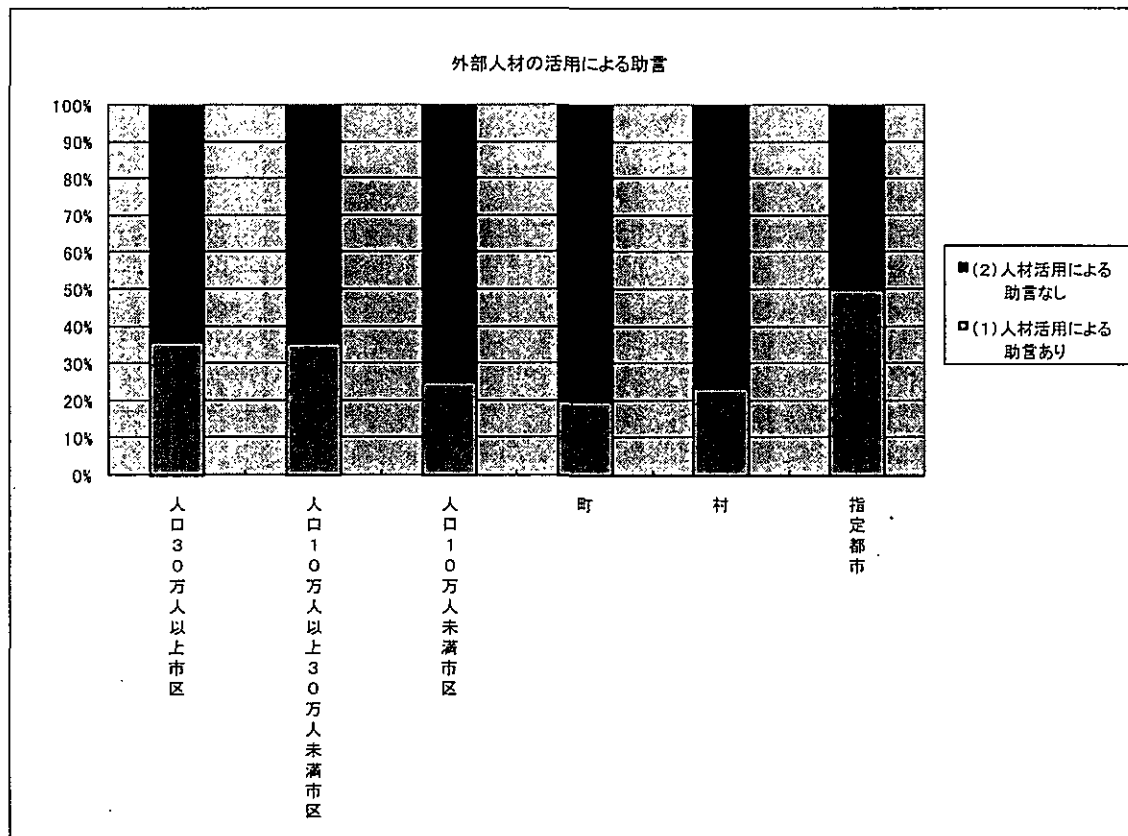
(参考) 平成21年度	4,636	2,206	67.9%	32.2%	2,893	3,949	42.3%	57.7%
----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

### 3. 外部人材の活用による助言について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする市区町村が428か所(24.5%)となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成21年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
(1)人材活用による 助言あり	35.9%	35.4%	24.9%	19.7%	23.4%	50.0%	24.5%	23.1%
	23	74	128	149	43	11	428	416
(2)人材活用による 助言なし	64.1%	64.6%	75.1%	80.3%	76.6%	50.0%	75.5%	76.9%
	41	135	386	608	141	11	1,322	1,382
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	64	209	514	757	184	22	1,750	1,798



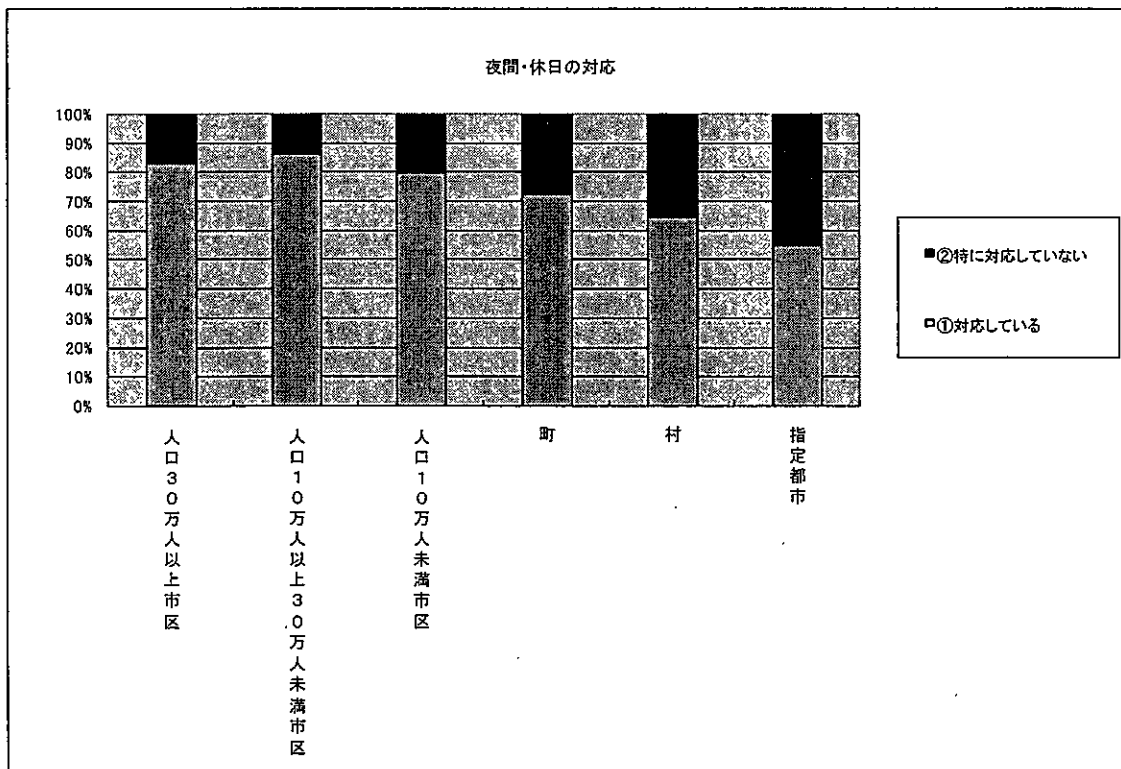
## 4. 夜間・休日の対応について

### (1) 夜間・休日の対応状況について

夜間・休日の対応については、対応している市区町村が1,318市区町村(75.3%)となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成21年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
①対応している	82.8%	86.1%	79.6%	72.1%	64.1%	54.5%	75.3%	73.4%
	53	180	409	546	118	12	1,318	1,320
②特に対応していない	17.2%	13.9%	20.4%	27.9%	35.9%	45.5%	24.7%	26.6%
	11	29	105	211	66	10	432	478
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	64	209	514	757	184	22	1,750	1,798





(2) 夜間・休日の対応方法について

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その内容を見ると、「③相談担当の職員以外の職員（守衛等）が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応」が1,051か所（60.1%）となっている。

	規 模 区 分						合 計	参 考 (平成21年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 相談担当の職員が宿日直により対応	-	0.5%	0.4%	1.5%	1.1%	4.5%	1.0%	0.7%
	-	1	2	11	2	1	17	12
② 夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして、相談担当の職員が対応	4.7%	4.3%	8.0%	3.7%	3.3%	-	5.0%	4.9%
	3	9	41	28	6	0	87	88
③ 相談担当の職員以外の職員（守衛等）が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応	48.4%	63.2%	61.5%	62.2%	53.3%	13.6%	60.1%	58.8%
	31	132	316	471	98	3	1,051	1,057
④ 民間の相談機関に対応を委託	4.7%	2.4%	1.2%	0.5%	0.5%	-	1.1%	1.0%
	3	5	6	4	1	0	19	18
⑤ 児童相談所へ転送	-	3.8%	2.3%	1.2%	0.5%	4.5%	1.8%	1.9%
	0	8	12	9	1	1	31	35
⑥ その他	25.0%	12.0%	6.2%	3.0%	5.4%	31.8%	6.5%	6.1%
	16	25	32	23	10	7	113	110
⑦ 特に対応していない	17.2%	13.9%	20.4%	27.9%	35.9%	45.5%	24.7%	26.6%
	11	29	105	211	66	10	432	478
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	64	209	514	757	184	22	1,750	1,798

## 5. 都道府県（児童相談所等）からの後方支援について

都道府県（児童相談所等）からの後方支援について、「①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施」は1,333か所（76.2%）、「②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言」は1,535か所（87.7%）、「③ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加」は1,584か所（90.5%）が「支援を受けている」と回答している（複数回答）。

		規模区分						合計	参考 (平成21年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施	比較的支援を受けている	81.3%	80.9%	82.9%	72.3%	66.8%	72.7%	76.2%	73.9%
		52	169	426	547	123	16	1,333	1,329
	あまり支援を受けていない	12.5%	12.9%	8.4%	13.2%	11.4%	18.2%	11.6%	11.7%
		8	27	43	100	21	4	203	211
	合計	93.8%	93.8%	91.2%	85.5%	78.3%	90.9%	87.8%	85.7%
		60	196	469	647	144	20	1,536	1,540
② 児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言	比較的支援を受けている	87.5%	89.5%	93.2%	87.3%	70.7%	100.0%	87.7%	86.5%
		56	187	479	661	130	22	1,535	1,556
	あまり支援を受けていない	10.9%	10.0%	6.4%	8.6%	13.0%	-	8.6%	8.3%
		7	21	33	65	24	-	150	150
	合計	98.4%	99.5%	99.6%	95.9%	83.7%	100.0%	96.3%	94.9%
		63	208	512	726	154	22	1,685	1,706
③ ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加	比較的支援を受けている	95.3%	98.6%	98.4%	88.0%	67.9%	90.9%	90.5%	89.3%
		61	206	506	666	125	20	1,584	1,605
	あまり支援を受けていない	4.7%	1.4%	1.2%	4.5%	7.1%	4.5%	3.4%	3.6%
		3	3	6	34	13	1	60	69
	合計	100.0%	100.0%	99.6%	92.5%	75.0%	95.5%	93.9%	93.1%
		64	209	512	700	138	21	1,644	1,674
④ 年間を通じて市区町村に都道府県（又は児童相談所）職員を派遣	比較的支援を受けている	3.1%	3.3%	6.6%	4.9%	2.2%	13.6%	5.0%	6.7%
		2	7	34	37	4	3	87	120
	あまり支援を受けていない	7.8%	1.4%	5.1%	5.4%	7.6%	4.5%	5.1%	5.5%
		5	3	26	41	14	1	90	99
	合計	10.9%	4.8%	11.7%	10.3%	9.8%	18.2%	10.1%	12.2%
		7	10	60	78	18	4	177	219
⑤ 定期的に市区町村に都道府県職員（又は児童相談所）を派遣して市区町村を支援	比較的支援を受けている	6.3%	7.2%	11.9%	5.7%	4.9%	9.1%	7.7%	8.7%
		4	15	61	43	9	2	134	156
	あまり支援を受けていない	6.3%	2.4%	7.6%	8.3%	9.8%	-	7.4%	8.0%
		4	5	39	63	18	-	129	144
	合計	12.5%	9.6%	19.5%	14.0%	14.7%	9.1%	15.0%	16.7%
		8	20	100	106	27	2	263	300
⑥ 児童相談所への市区町村職員の受け入れ	比較的支援を受けている	17.2%	7.2%	3.5%	2.1%	-	27.3%	3.8%	4.6%
		11	15	18	16	-	6	66	83
	あまり支援を受けていない	6.3%	3.3%	3.7%	4.1%	4.3%	-	3.9%	3.7%
		4	7	19	31	8	-	69	66
	合計	23.4%	10.5%	7.2%	6.2%	4.3%	27.3%	7.7%	8.3%
		15	22	37	47	8	6	135	149
⑦ 国の指針とは別に、都道府県独自の市区町村向けの児童家庭相談マニュアル等を作成	比較的支援を受けている	60.9%	67.5%	48.8%	39.5%	30.4%	68.2%	45.8%	44.6%
		39	141	251	299	56	15	801	802
	あまり支援を受けていない	7.8%	6.2%	11.5%	12.0%	13.0%	-	11.0%	10.1%
		5	13	59	91	24	-	192	181
	合計	68.8%	73.7%	60.3%	51.5%	43.5%	68.2%	56.7%	54.7%
		44	154	310	390	80	15	993	983
⑧ その他	比較的支援を受けている	14.1%	12.9%	9.9%	7.1%	6.0%	4.5%	8.7%	8.6%
		9	27	51	54	11	1	153	154
	あまり支援を受けていない	12.5%	10.5%	8.6%	6.5%	12.0%	-	8.3%	8.2%
		8	22	44	49	22	-	145	146
	合計	26.6%	23.4%	18.5%	13.6%	17.9%	4.5%	17.0%	16.8%
		17	49	95	103	33	1	298	302
市区町村数		64	209	514	757	184	22	1,750	1,798

## 6. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては、「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が1,253か所(71.6%)となっている。また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、871か所(49.8%)の市区町村は個々の事例によって主担当を決めている。

		(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)						計	率 (平成21年度)
		種 別 区 分							
		人口30万人以上 上市区	人口10万人以上 30万人未満 市区	人口10万人未 満市区	町	村	指定都市	合 計	
① 市区町村と児童相談所の役割分担についての取り決め	文書での取り決め	25.0%	15.8%	8.4%	5.8%	4.3%	45.5%	8.8%	8.5%
		16	33	43	44	8	10	154	152
	文書はないが一応決められている	25.0%	23.9%	22.6%	16.2%	15.8%	40.9%	19.6%	20.4%
		16	50	116	123	29	9	343	366
	取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている	50.0%	60.3%	69.1%	77.9%	79.9%	13.8%	71.6%	71.2%
	32	126	355	590	147	3	1,253	1,280	
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		64	209	514	757	184	22	1,750	1,798
② 市区町村と児童相談所が重なる事例を取扱う際、どちらが主担当が明らかにしているか	明らかにしている (文章等でルールを明記)	23.4%	15.3%	8.2%	6.2%	4.9%	31.8%	8.7%	8.4%
		15	32	42	47	9	7	152	151
	明らかにしている (ルールを明記したものは無い)	39.1%	39.7%	33.7%	18.6%	12.0%	40.9%	25.9%	25.5%
		25	83	173	141	22	9	453	458
	明らかにしていない	4.7%	6.2%	11.7%	19.8%	26.1%	-	15.7%	15.8%
	3	13	60	150	48	-	274	284	
	個々の事例による	32.8%	38.8%	46.5%	55.4%	57.1%	27.3%	49.8%	50.3%
		21	81	239	419	105	6	871	905
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		64	209	514	757	184	22	1,750	1,798
市区町村数		64	209	514	757	184	22	1,750	1,798

【参考】市町村児童家庭相談件数(平成 21 年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)より抜粋)

平成 21 年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約 28 万 5 千件(対前年度比 14,290 件増)、うち児童虐待に関する相談受付件数は 56,219 件(対前年度比 4,599 件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容(助言指導・児童相談所等への送致等)を決定した相談対応件数は約 29 万件(対前年度比 12,871 件増)、うち児童虐待に関する相談対応件数は 57,299 件(対前年度比 4,279 件増)となっている。

	受付件数			対応件数		
	総数 ①	児童虐待相談 ②	その他の相談 ①-②	総数 ③	児童虐待相談 ④	その他の相談 ③-④
北海道	8,500	1,426	7,074	9,612	1,599	8,013
青森県	1,970	92	1,878	1,970	92	1,878
岩手県	1,758	455	1,303	1,824	457	1,367
宮城県	2,884	942	1,942	2,884	942	1,942
秋田県	2,375	263	2,112	2,378	263	2,115
山形県	2,302	186	2,116	2,304	184	2,120
福島県	2,783	451	2,332	2,767	450	2,317
茨城県	4,163	839	3,324	4,368	883	3,485
栃木県	1,606	539	1,067	1,612	541	1,071
群馬県	2,707	514	2,193	2,656	525	2,131
埼玉県	9,233	1,896	7,337	9,432	1,910	7,522
千葉県	6,797	2,300	4,497	7,100	2,422	4,678
東京都	33,709	5,508	28,201	33,735	5,510	28,225
神奈川県	5,960	1,712	4,248	6,273	1,698	4,575
新潟県	4,014	754	3,260	4,053	771	3,282
富山県	1,957	159	1,798	2,014	195	1,819
石川県	1,333	265	1,068	1,333	265	1,068
福井県	1,172	181	991	1,186	184	1,002
山梨県	1,604	321	1,283	1,607	322	1,285
長野県	5,206	657	4,549	5,053	654	4,399
岐阜県	4,708	497	4,211	4,797	500	4,297
静岡県	4,735	1,166	3,569	4,742	1,190	3,552
愛知県	5,938	1,564	4,374	6,042	1,594	4,448
三重県	5,413	786	4,627	4,892	745	4,147
滋賀県	5,207	2,747	2,460	5,248	2,791	2,457
京都府	2,060	846	1,214	2,060	846	1,214
大阪府	16,420	6,415	10,005	16,616	6,471	10,145
兵庫県	23,400	2,936	20,464	23,400	2,936	20,464
奈良県	7,111	961	6,150	7,113	961	6,152
和歌山県	2,150	316	1,834	2,208	325	1,883
鳥取県	862	112	750	859	112	747
島根県	1,280	172	1,108	1,286	172	1,114
岡山県	1,407	665	742	1,421	684	737
広島県	3,080	749	2,331	3,156	842	2,314
山口県	1,793	413	1,380	1,646	418	1,228
徳島県	1,388	277	1,111	1,402	277	1,125
香川県	1,491	480	1,011	1,604	552	1,052
愛媛県	1,421	332	1,089	1,416	332	1,084
高知県	1,289	304	985	1,291	298	993
福岡県	9,153	1,427	7,726	9,509	1,563	7,946
佐賀県	1,452	237	1,215	1,401	226	1,175
長崎県	2,662	507	2,155	2,579	490	2,089
熊本県	3,739	594	3,145	3,797	616	3,181
大分県	3,823	1,030	2,793	3,823	1,035	2,788
宮崎県	1,640	538	1,102	1,640	538	1,102
鹿児島県	3,236	415	2,821	3,236	415	2,821
沖縄県	2,653	651	2,002	2,740	703	2,037
指定都市(別掲)						
札幌市	918	125	793	918	126	792
仙台市	939	349	590	1,051	350	701
さいたま市	530	234	296	532	237	295
千葉市	1,126	442	684	1,086	441	645
横浜市	24,752	544	24,208	25,212	544	24,668
川崎市	2,834	117	2,717	2,833	117	2,716
新潟市	353	170	183	346	170	176
静岡市	1,380	314	1,066	1,380	314	1,066
浜松市	1,295	171	1,124	1,320	180	1,140
名古屋	1,363	780	583	1,488	773	715
京都市	2,020	973	1,047	2,116	1,003	1,113
大阪市	5,960	1,689	4,271	6,078	1,759	4,319
堺市	3,041	1,214	1,827	3,041	1,214	1,827
神戸市	8,854	974	7,880	8,854	974	7,880
岡山市	891	435	456	891	435	456
広島市	644	111	533	693	116	577
北九州市	3,154	369	2,785	3,154	369	2,785
福岡市	2,281	568	1,713	2,286	573	1,713
中核市(別掲)						
横須賀市	775	23	752	3,112	105	3,007
金沢市	-	-	-	-	-	-
合計	284,654	56,219	228,435	290,476	57,299	233,177
平成20年度	270,364	51,620	218,744	277,605	53,020	224,585
対前年度	14,290	4,599	9,691	12,871	4,279	8,592

## Ⅱ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置・運営状況について

### 1. 設置状況について

#### (1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況

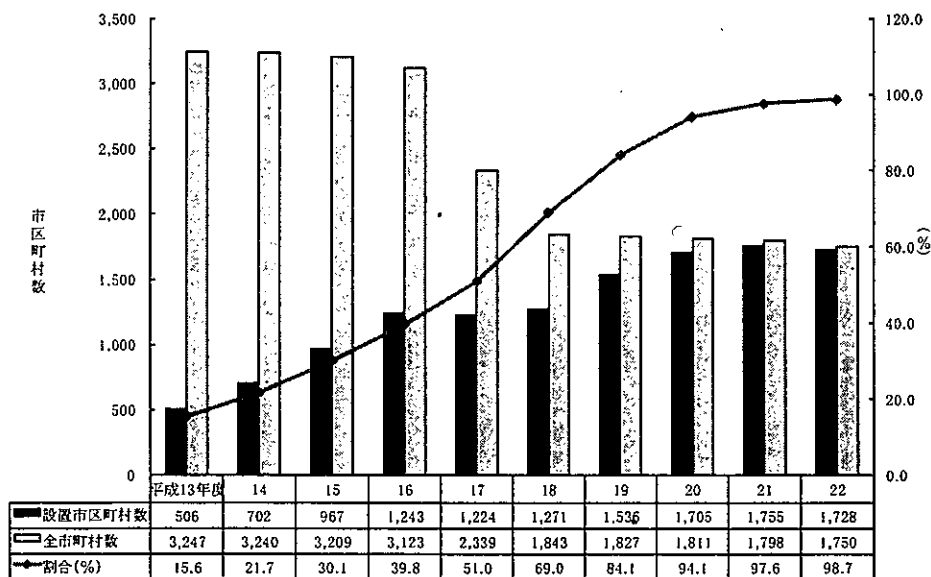
児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という）を設置済みの市区町村は、全国1,750市区町村のうち1,673か所（95.6%）、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を設置済みの市区町村は、55か所（3.1%）となっている。

地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,728か所（98.7%）となっている。

表1-1 地域協議会及びネットワークの設置状況 (平成22年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
市区町村数	64	209	514	757	184	22	1,750	1,798	
地域協議会	数	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
	%	100.0%	98.6%	98.6%	93.8%	89.1%	100.0%	95.6%	92.5%
ネットワーク	数	-	3	6	39	7	-	55	92
	%	-	1.4%	1.2%	5.2%	3.8%	-	3.1%	5.1%
合計	数	64	209	513	749	171	22	1,728	1,755
	%	100.0%	100.0%	99.8%	98.9%	92.9%	100.0%	98.7%	97.6%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。  
平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み

平成22年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,743か所(99.6%)、平成23年度末には1,747か所(99.8%)となる見込みである。

表1-2 地域協議会及びネットワークの設置見込み

(平成22年4月1日現在)

		都道府県					指定都市	合計
		人口30万人以上市区	人口10万人以上30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村		
市区町村数		64	209	514	757	184	22	1,750
平成22年度の設置4月1日数	地域協議会	数 64	206	507	710	164	22	1,673
	ネットワーク	数 -	3	6	39	7	-	55
	小計	数 64	209	513	749	171	22	1,728
		% 100.0%	100.0%	99.8%	98.9%	92.9%	100.0%	98.7%
平成22年度末見込み	地域協議会	数 64	208	511	730	175	22	1,710
	ネットワーク	数 -	1	3	25	4	-	33
	小計	数 64	209	514	755	179	22	1,743
		% 100.0%	100.0%	100.0%	99.7%	97.3%	100.0%	99.6%
平成23年度末見込み	地域協議会	数 64	208	514	742	177	22	1,727
	ネットワーク	数 -	1	-	15	4	-	20
	小計	数 64	209	514	757	181	22	1,747
		% 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%	100.0%	99.8%
ネットワークが設置されておらず、地域協議会を設置もしない	数	-	-	-	-	3	-	3
	%	-	-	-	-	1.6%	-	0.2%
合計	数	64	209	514	757	184	22	1,750
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

地域協議会又はネットワークを設置済みの市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で87.8%、最高で100.0%となっている。

全体では、80~99%が12道県(25.5%)、100%が35都府県(74.5%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

(平成22年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	172	96.1%	6	3.4%	178	99.4%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%
岩手県	34	100.0%	-	-	34	100.0%
宮城県	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%
山形県	33	94.3%	-	-	33	94.3%
福島県	45	76.3%	11	18.6%	56	94.9%
茨城県	42	95.5%	1	2.3%	43	97.7%
栃木県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
群馬県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
埼玉県	64	100.0%	-	-	64	100.0%
千葉県	48	88.9%	6	11.1%	54	100.0%
東京都	60	96.8%	2	3.2%	62	100.0%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%
新潟県	29	96.7%	-	-	29	96.7%
富山県	14	93.3%	-	-	14	93.3%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%
山梨県	26	96.3%	1	3.7%	27	100.0%
長野県	74	96.1%	1	1.3%	75	97.4%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%
静岡県	30	85.7%	4	11.4%	34	97.1%
愛知県	56	98.2%	1	1.8%	57	100.0%
三重県	28	96.6%	1	3.4%	29	100.0%
滋賀県	18	94.7%	1	5.3%	19	100.0%
京都府	26	100.0%	-	-	26	100.0%
大阪府	42	97.7%	1	2.3%	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
奈良県	34	87.2%	2	5.1%	36	92.3%
和歌山県	27	90.0%	3	10.0%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
岡山県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
広島県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山口県	19	100.0%	-	-	19	100.0%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
徳島県	23	95.8%	1	4.2%	24	100.0%
香川県	13	76.5%	3	17.6%	16	94.1%
愛媛県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
高知県	34	100.0%	-	-	34	100.0%
福岡県	55	91.7%	4	6.7%	59	98.3%
佐賀県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
長崎県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
熊本県	45	100.0%	-	-	45	100.0%
大分県	17	94.4%	1	5.6%	18	100.0%
宮崎県	26	100.0%	-	-	26	100.0%
鹿児島県	42	97.7%	1	2.3%	43	100.0%
沖縄県	34	82.9%	2	4.9%	36	87.8%
全国	1,673	95.6%	55	3.1%	1,728	98.7%

(市区町村数 1,750)

(参考) 平成21年	1,663	92.5%	92	5.1%	1,755	97.6%
------------	-------	-------	----	------	-------	-------

(市区町村数 1,798)

設置済み 市区町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	35 (74.5%)
80%~99%	12 (25.5%)
60%~79%	0 (0.0%)
40%~59%	0 (0.0%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

## 2. 設置形態・構造・構成メンバーについて

### (1) 地域協議会の構造

地域協議会の構造は、「3層構造」が1,126か所(67.3%)、「2層構造」が465か所(27.8%)となっている。

表2 協議会の構造 (平成22年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
3層構造 (代表者会議、 実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	51	184	406	393	72	1,126	1,073	
	%	79.7%	89.3%	80.1%	55.4%	43.9%	90.9%	67.3%	64.5%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	4	13	82	287	79	-	465	488
	%	6.3%	6.3%	16.2%	40.4%	48.2%	-	27.8%	29.3%
その他	数	9	9	19	30	13	2	82	102
	%	14.1%	4.4%	3.7%	4.2%	7.9%	9.1%	4.9%	6.1%
合計	数	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### (2) 実務者会議の形態

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が898か所(53.7%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が483か所(28.9%)、「地域別に分けて協議する」が136か所(8.1%)となっている。

表3 協議会の実務者会議の形態(複数回答) (平成22年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
全ての相談種別を 実務者会議として協議する	数	29	114	273	382	92	898	865
	%	45.3%	55.3%	53.8%	53.8%	56.1%	36.4%	53.7%
地域別に分けて協議する	数	16	21	43	37	3	136	145
	%	25.0%	10.2%	8.5%	5.2%	1.8%	72.7%	8.1%
相談内容別に分けて開催する	数	6	34	129	247	64	483	489
	%	9.4%	16.5%	25.4%	34.8%	39.0%	13.6%	28.9%
その他	数	16	55	90	73	10	244	248
	%	25.0%	26.7%	17.8%	10.3%	6.1%	-	14.6%



(3) 構成する関係機関等

地域協議会への参加割合をみると、行政機関では、教育委員会、児童相談所、警察署、都道府県設置の保健所の参加率が、関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校の参加率が、関係団体では医師会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会の参加率が高かった。

表4 関係機関等の状況

(平成22年4月1日現在)

	都道府県						指定都市	合計		参考 (平成21年4月)		
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	数		%	数	%		
											数	%
地域協議会設置数(平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	100.0%	1,663	100.0%		
行政機関	市町村	児童福祉主管課	58	195	419	394	62	1,145	68.4%	1,135	68.3%	
		母子保健主管課	52	164	396	326	52	1,005	60.1%	1,004	60.4%	
		児童福祉・母子保健統合主管課	13	19	76	343	112	7	570	34.1%	591	35.5%
		福祉事務所(家庭児童相談室)	37	121	366	61	18	17	620	37.1%	627	37.7%
		福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	51	135	233	37	9	16	481	28.8%	506	30.4%
		保健センター	39	127	246	274	49	15	750	44.8%	765	46.0%
		教育委員会	62	204	499	675	148	21	1,609	96.2%	1,606	96.6%
		市設置の保健所	40	18	7	8	5	13	91	5.4%	100	6.0%
		市設置の児童相談所	-	2	2	8	4	22	38	2.3%	40	2.4%
		障害福祉主管課	41	138	243	302	64	8	796	47.6%	762	45.8%
	その他	43	112	189	147	31	17	539	32.2%	567	34.1%	
	国・都道府県	児童相談所	64	205	500	675	151	2	1,597	95.5%	1,587	95.4%
		都道府県設置の保健所	13	175	443	492	90	1	1,214	72.6%	1,211	72.8%
		福祉事務所	1	24	105	432	97	1	660	39.5%	672	40.4%
		警察署	62	203	499	680	146	22	1,612	96.4%	1,606	96.6%
		法務局	46	137	296	239	23	19	760	45.4%	652	39.2%
		家庭裁判所	7	20	10	3	-	10	50	3.0%	55	3.3%
		その他	17	44	77	81	13	5	237	14.2%	233	14.0%
		医療機関・教育機関・福祉施設等	病院・診療所	33	93	204	347	101	12	790	47.2%	778
保育所(地域子育て支援センターを含む)	59		187	459	655	146	18	1,524	91.1%	1,493	89.8%	
幼稚園	60		186	417	441	44	18	1,166	69.7%	1,133	68.1%	
小学校	58		184	450	658	153	19	1,522	91.0%	1,491	89.7%	
中学校	56		180	435	634	150	18	1,473	88.0%	1,448	87.1%	
特別支援学校	16		53	114	78	11	6	278	16.6%	253	15.2%	
児童館	26		47	112	112	16	6	319	19.1%	305	18.3%	
乳児院	13		13	20	5	1	10	62	3.7%	60	3.6%	
児童養護施設	34		76	107	52	2	19	290	17.3%	273	16.4%	
情緒障害児短期治療施設	1		4	10	6	-	3	24	1.4%	17	1.0%	
児童自立支援施設	1		3	5	6	1	5	21	1.3%	23	1.4%	
児童家庭支援センター	7		25	52	38	6	6	134	8.0%	114	6.9%	
障害児施設	6		20	39	35	3	8	111	6.6%	102	6.1%	
配偶者暴力相談支援センター	11		24	40	17	1	6	99	5.9%	90	5.4%	
その他	22		42	69	86	11	10	240	14.3%	227	13.7%	
関係団体等	医師会	63	193	436	303	24	21	1,040	62.2%	1,037	62.4%	
	産科医師会	33	110	149	77	5	17	391	23.4%	372	22.4%	
	看護協会	4	7	7	-	1	1	20	1.2%	22	1.3%	
	弁護士会	22	35	35	4	4	18	118	7.1%	114	6.9%	
	社会福祉協議会	38	127	266	386	90	10	917	54.8%	906	54.5%	
	民生児童委員協議会	64	199	486	643	139	22	1,553	92.8%	1,529	91.9%	
	NPO団体	19	45	60	35	5	17	181	10.8%	181	10.9%	
	里親会	5	5	17	7	1	6	41	2.5%	37	2.2%	
その他	42	105	231	187	34	19	618	36.9%	604	36.3%		

(注) 地域協議会から見た参加割合であり、関係機関の中には、都道府県単位で設置されるものや、全ての都道府県に設置されていないものもある。

### 3. 要保護児童対策調整機関について

#### (1) 要保護児童対策調整機関の指定

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が926か所（55.3%）で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が436か所（26.1%）、福祉事務所（家庭児童相談室）が133か所（7.9%）となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の指定

（平成22年4月1日現在）

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
児童福祉主管課	数	43	155	331	344	44	9	926	907
	%	67.2%	75.2%	65.3%	48.5%	26.8%	40.9%	55.3%	54.5%
母子保健主管課	数	-	2	3	21	7	-	33	27
	%	-	1.0%	0.6%	3.0%	4.3%	-	2.0%	1.6%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	7	7	38	285	94	5	436	436
	%	10.9%	3.4%	7.5%	40.1%	57.3%	22.7%	26.1%	26.2%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	13	28	89	1	1	1	133	129
	%	20.3%	13.6%	17.6%	0.1%	0.6%	4.5%	7.9%	7.8%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	-	2	21	2	2	1	28	32
	%	-	1.0%	4.1%	0.3%	1.2%	4.5%	1.7%	1.9%
保健センター	数	-	-	1	7	2	-	10	14
	%	-	-	0.2%	1.0%	1.2%	-	0.6%	0.8%
教育委員会	数	-	3	17	28	8	-	56	48
	%	-	1.5%	3.4%	3.9%	4.9%	-	3.3%	2.9%
市設置の保健所	数	-	-	-	-	1	-	1	1
	%	-	-	-	-	0.6%	-	0.1%	0.1%
児童相談所	数	-	-	1	2	-	3	6	9
	%	-	-	0.2%	0.3%	-	13.6%	0.4%	0.5%
障害福祉主管課	数	-	1	1	6	1	-	9	7
	%	-	0.5%	0.2%	0.8%	0.6%	-	0.5%	0.4%
その他	数	1	8	5	14	4	3	35	53
	%	1.6%	3.9%	1.0%	2.0%	2.4%	13.6%	2.1%	3.2%
合計	数	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員

調整機関の担当職員は、全国で5, 223名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(①~⑧)は2, 812名(53. 8%)、そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)」は803名(15. 4%)となっている。

表6-1 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成22年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	数	90	179	155	63	10	46	543	489
	%	21.2%	19.9%	10.0%	3.9%	3.1%	11.7%	10.4%	9.9%
② 医師	数	-	-	1	1	-	-	2	3
	%	-	-	0.1%	0.1%	-	-	0.0%	0.1%
③ 社会福祉士	数	40	75	56	22	5	20	218	174
	%	9.4%	8.3%	3.6%	1.4%	1.5%	5.1%	4.2%	3.5%
④ 精神保健福祉士	数	1	13	12	10	1	3	40	33
	%	0.2%	1.4%	0.8%	0.6%	0.3%	0.8%	0.8%	0.7%
小計(①~④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者)	数	131	267	224	96	16	69	803	669
	%	30.9%	29.6%	14.5%	5.9%	4.9%	17.5%	15.4%	14.2%
⑤ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く。)	数	44	90	108	285	102	82	711	682
	%	10.4%	10.0%	7.0%	17.5%	31.3%	20.8%	13.6%	13.8%
⑥ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く。)	数	63	122	275	69	6	15	550	464
	%	14.9%	13.5%	17.7%	4.2%	1.8%	3.8%	10.5%	9.4%
⑦ 保育士 (①に該当する者を除く。)	数	55	93	143	100	20	21	432	420
	%	13.0%	10.3%	9.2%	6.1%	6.1%	5.3%	8.3%	8.5%
⑧ ①から⑦に該当しない 社会福祉士等	数	30	81	128	40	7	30	316	323
	%	7.1%	9.0%	8.3%	2.5%	2.1%	7.6%	6.1%	6.5%
小計(①~⑧の計)	数	323	653	878	590	151	217	2,812	2,588
	%	76.2%	72.5%	56.6%	36.2%	46.3%	55.1%	53.8%	52.4%
⑨ ①から⑧に該当しない 一般事務職	数	75	194	594	1,018	174	159	2,214	2,133
	%	17.7%	21.5%	38.3%	62.5%	53.4%	40.4%	42.4%	43.2%
⑩ その他	数	26	54	78	20	1	18	197	217
	%	6.1%	6.0%	5.0%	1.2%	0.3%	4.6%	3.8%	4.4%
合計	数	424	901	1,550	1,628	326	394	5,223	4,938
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 担当職員の詳細

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が4,057名(77.7%)、正規職員以外が1,166名(22.3%)となっている。

また、専任・兼任の状況は、専任が1,964名(37.6%)、他の業務と兼任が3,259名(62.4%)となっている。

表6-2 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成22年4月1日現在)

		都道府県						合計	参考 (平成21年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)		64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
担当職員数		数	424	901	1,550	1,628	326	394	5,223	4,938
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	数	279	601	1,014	1,538	304	321	4,057	3,887
		%	65.8%	66.7%	65.4%	94.5%	93.3%	81.5%	77.7%	78.7%
	正規職員以外	数	145	300	536	90	22	73	1,166	1,051
		%	34.2%	33.3%	34.6%	5.5%	6.7%	18.5%	22.3%	21.3%
専任・兼任の状況	専任	数	324	516	616	187	20	301	1,964	1,914
		%	76.4%	57.3%	39.7%	11.5%	6.1%	76.4%	37.6%	38.8%
	兼任	数	100	385	934	1,441	306	93	3,259	3,024
		%	23.6%	42.7%	60.3%	88.5%	93.9%	23.6%	62.4%	61.2%

## 4. 活動状況等について

### (1) 児童虐待防止に関する活動内容

平成21年度における代表者会議の設置は1,222か所、実務者会議の設置が1,127か所、個別ケース検討会議の設置が1,402か所となっている。また、年間の平均開催数は、代表者会議が1.27回、実務者会議が6.10回、個別ケース検討会議が20.88回となっている。

なお、個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は2.12回となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成21年度)

		都道府県					指定都市	合計	参考 (平成20年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			
代表者 会議	平成21年度設置数 (a)	61	195	442	429	73	22	1,222	1,248
	開催実績数 (b)	回	96	254	531	488	81	103	1,553
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回	1.57	1.30	1.20	1.14	1.11	4.68	1.27
実務者 会議	平成21年度設置数 (d)	61	188	410	382	66	20	1,127	1,069
	開催実績数 (e)	回	617	1,516	2,295	1,400	145	900	6,873
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回	10.11	8.06	5.60	3.66	2.20	45.00	6.10
個別ケ ース 検討 会議	平成21年度 個別ケース検討会議設置数 (g)	63	203	485	555	78	18	1,402	1,379
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回	4,533	8,604	9,423	4,114	734	1,865	29,273
	平成21年度ケース実件数 (i)	人	7,259	8,789	11,729	4,414	455	3,651	36,297
	平成21年度延べケース数 (j)	人	12,120	21,361	27,338	8,187	1,891	5,884	76,781
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回	71.95	42.38	19.43	7.41	9.41	103.61	20.88
1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回	1.67	2.43	2.33	1.85	4.16	1.61	2.12	2.48

(2) ケースの登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で112,157件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が80,179件(71.5%)、要支援ケース登録数が31,103件(27.7%)、特定妊婦ケースの登録数が875件(0.8%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が53,232件(47.5%)となっている。

表8-1 ケースの登録数 (平成22年6月末日時点)

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年6月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
要保護児童ケース	数	13,057	24,246	22,521	6,174	368	13,813	80,179	75,378
	%	83.0%	69.2%	72.6%	67.8%	67.8%	66.7%	71.5%	74.4%
1地域協議会あたりの 要保護児童ケース登録数	数	204.0	117.7	44.4	8.7	2.2	627.9	47.9	45.3
うち児童虐待	数	10,197	16,030	12,278	4,104	170	10,453	53,232	48,128
	%	64.8%	45.7%	39.6%	45.0%	31.3%	50.5%	47.5%	47.5%
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	159.3	77.8	24.2	5.8	1.0	475.1	31.8	28.9
うち非行	数	114	519	653	162	9	174	1,631	1,355
	%	0.7%	1.5%	2.1%	1.8%	1.7%	0.8%	1.5%	1.3%
1地域協議会あたりの 非行ケース登録数	数	1.8	2.5	1.3	0.2	0.1	7.9	1.0	0.8
うち不登校・いじめ	数	319	1,038	1,474	420	48	599	3,898	3,853
	%	2.0%	3.0%	4.8%	4.6%	8.8%	2.9%	3.5%	3.8%
1地域協議会あたりの 不登校・いじめケース登録数	数	5.0	5.0	2.9	0.6	0.3	27.2	2.3	2.3
その他	数	2,427	6,659	8,116	1,488	141	2,587	21,418	22,042
	%	15.4%	19.0%	26.2%	16.3%	26.0%	12.5%	19.1%	21.8%
1地域協議会あたりの その他ケース登録数	数	37.9	32.3	16.0	2.1	0.9	117.6	12.8	13.3
要支援ケース	数	2,624	10,545	8,112	2,860	167	6,795	31,103	24,946
	%	16.7%	30.1%	26.2%	31.4%	30.8%	32.8%	27.7%	24.6%
1地域協議会あたりの 要支援ケース登録数	数	41.0	51.2	16.0	4.0	1.0	308.9	18.6	15.0
特定妊婦ケース	数	57	258	373	76	8	103	875	994
	%	0.4%	0.7%	1.2%	0.8%	1.5%	0.5%	0.8%	1.0%
1地域協議会あたりの 特定妊婦ケース登録数	数	0.9	1.3	0.7	0.1	0.0	4.7	0.5	0.6
合計	数	15,738	35,049	31,006	9,110	543	20,711	112,157	101,318
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) ケースの進行管理台帳の作成

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1, 238か所(74.0%)で作成されている。

表8-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
作成している	数	61	188	434	460	76	1,238	1,159
	%	95.3%	91.3%	85.6%	64.8%	46.3%	86.4%	74.0%
作成していない	数	3	18	73	250	88	435	504
	%	4.7%	8.7%	14.4%	35.2%	53.7%	13.6%	26.0%
合計	数	64	206	507	710	164	1,673	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) ケースの見直しの頻度

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が328か所（19.6%）、「4～6か月以内に1回」が176か所（10.5%）、「6か月以上に1回」が53か所（3.2%）となっている。また、「必要に応じて随時」が631か所（37.7%）となっている。

表8-3 ケースの見直しの頻度

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
うちケース進行管理台帳 を作成している協議会数	61	188	434	460	76	19	1,238	1,159
① 3か月に1回	数	31	80	128	69	8	328	305
	%	48.4%	38.8%	25.2%	9.7%	4.9%	54.5%	19.6%
② 4～6か月に1回	数	10	28	78	52	5	176	175
	%	15.6%	13.6%	15.4%	7.3%	3.0%	13.6%	10.5%
③ 6か月以上に1回	数	0	7	17	26	2	53	51
	%	0.0%	3.4%	3.4%	3.7%	1.2%	4.5%	3.1%
小計	数	41	115	223	147	15	557	531
	%	64.1%	55.8%	44.0%	20.7%	9.1%	72.7%	33.3%
④ 必要に応じて随時	数	18	58	199	296	57	631	594
	%	28.1%	28.2%	39.3%	41.7%	34.8%	13.6%	37.7%
⑤ その他	数	2	15	12	17	4	50	34
	%	3.1%	7.3%	2.4%	2.4%	2.4%	0.0%	3.0%
合計	数	61	188	434	460	76	1,238	1,159
	%	95.3%	91.3%	85.6%	64.8%	46.3%	86.4%	74.0%



(5) ケース終結の基準

地域協議会において、ケースを終結させるにあたり、「基準あり」は321か所（19.2%）、「基準なし」は1,352か所（80.8%）となっている。

表8-4 ケースの終結

	都道府県					指定都市	合計	参考 (平成21年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村				
地域協議会設置数 (平成22年4月1日)	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663	
基準あり	数	34	75	133	68	5	6	321	341
	%	53.1%	36.4%	26.2%	9.6%	3.0%	27.3%	19.2%	20.5%
基準なし	数	30	131	374	642	159	16	1,352	1,322
	%	46.9%	63.6%	73.8%	90.4%	97.0%	72.7%	80.8%	79.5%
合計	数	64	206	507	710	164	22	1,673	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%